

選考基準補足

1. 「過去と同じ成績であっても選考の対象とする」の解釈について
過去において、同じ賞を毎年受賞された方が存在した経過により明確な基準が無いまま慣例により授与してきたことから定めるもので、解釈としては
※小学校・中学校・高校・大学・一般の各单位にて、単位（学校等）が同一の場合はランクが上がった場合のみ授与する。ランクが同じでも各单位（学校等）が変わった場合は授与する。この場合において学校等が変わるとは進級、進学、卒業等で学校としての単位が変わる場合を言う。
中学生以下に限り毎年表彰の対象とする。
2. 団体の表彰で団体に授与していた表彰状は、小中学生に限って渡すとともに簡略化することとする。高校・一般は該当しない。
3. 団体の表彰については、構成員が変更になるという理由で同じランクであっても選考対象となる。
4. 競技種目が異なる場合、過去に受賞されていても受賞対象とする。
5. 競技種目が同一であっても、個人と団体の場合、受賞対象とする。（同一年度）
6. 競技種目が異なる場合は、受賞対象とする。（同一年度）
7. 国、近畿、県などの団体代表であっても個人としての参加であると認めるときは、個人の資格として選考対象とする。
8. 受賞年齢は、該当する大会当時とする。
9. 1大会で予選のリーグ戦が行われ、リーグ戦の1位以外の者（予選リーグ2位以下）のみを対象とした決勝トーナメントが行われる場合は、順位決定戦と見なし、受賞の対象としない。

令和元年7月31日現在